

# 岸和田市防犯灯補助金申請の手引き



令和3年10月版

岸和田市市民環境部自治振興課

## 目 次

■岸和田市防犯灯補助金制度の概要	1
■岸和田市防犯灯補助金の申請手続き	1
◆補助金申請の流れ	2
◆ 防犯灯設置費補助金 を申請する場合	3
◆ 防犯灯電気料金補助金 を申請する場合	4
■【各申請関係書類についてのQ & A】	5
（1）送付された書類について	5
（2）防犯灯の設置について	5
（3）設置費補助金の対象（器具交換）について	5
（4）設置費補助金の対象となる費用について	5
（5）設置費補助金の申請における添付書類について	5
（6）電気料金補助金の申請における添付書類について	6
（7）電気料金補助金の申請における添付書類を紛失した場合について	6
（8）補助金交付請求書における添付書類について	7
（9）電気料金補助金の算定について	7
■記入例（申請書類等）	8～11
■提出書類チェック表	12

## ■ 岸和田市防犯灯補助金制度の概要

岸和田市では、町会・自治会で設置及び管理する「防犯灯（公衆街路灯）」に対して、次の補助金制度があります。

◎防犯灯の設置に対して: 防犯灯の新設または既設防犯灯の器具一式を交換した場合に、**1灯あたり7,500円補助**します。（但し、設置費用が1万円以上のもの）

防犯灯設置費補助金

◎防犯灯の管理に対して: 町会・自治会で維持管理されている防犯灯の電気料金に対して、一部補助をします。関西電力㈱から請求される10月請求分のうち、防犯灯に係る電気料金を合計し、その額に6を乗じて算出します。（10円未満切捨て）

防犯灯電気料金補助金

## ■ 岸和田市防犯灯補助金の申請手続き

10月中旬に自治振興課から「岸和田市防犯灯補助金」関係の申請書類一式を各町会・自治会長宛に郵送しますので、令和3年12月3日（金）までに、必要添付書類と一緒に自治振興課に申請してください。

送付する申請関係書類は次のとおりです。

### 自治振興課申請関係書類

- I 「防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1号）」
- II 「防犯灯電気料金補助金交付申請書（様式第2号）」
- III 「補助事業実績報告書（様式第3号）」
- IV 「補助金交付請求書（様式第4号）」

従来、上記I～IVの書類には押印いただいておりますが、押印見直しの方針により、基本的に押印は不要となりました。

ただし、IV「補助金交付請求書（様式第4号）」のみ、口座名義に会長名を含まない場合は、押印が必要となりますのでご注意ください。



申請の際は「提出書類チェック表（P.12）」をご利用ください

## ◆補助金申請の流れ

申請にかかる具体的な事務、申請時の必要書類については後述します。

4月～12月：各町会・自治会での防犯灯の設置  
(新規設置やLEDに変更した場合は関西電力への電気使用申込も済ませておいてください)

※設置場所がわかる地図、業者からの請求書または領収書、電気使用申込書、毎月の電気料金の請求内訳書は大切に保管しておいてください。

10月中旬：自治振興課より申請書類一式を各町会長様へ発送

※提出期限までに新規設置、器具交換をお願い致します。提出期限までに設置、交換が間に合わない防犯灯がある場合は必ず“提出期限までに”自治振興課まで連絡してください。連絡がない場合、提出期限以降に設置した防犯灯について補助金を交付できない場合があります。

※設置場所見取り図、業者からの請求書または領収書、電気使用申込書、10月分の電気料金内訳書等、添付必要書類の整理をお願い致します。

12月3日までに、申請書類一式（添付書類含む）を自治振興課に提出  
(申請書類と同封の封筒で郵送もしくは自治振興課に直接提出)

※自治振興課で書類を確認し補助金の交付事務を進めます。必要事項の記入漏れや押印漏れ、記入誤り、添付書類の不足があった場合は修正や提出をお願い致します。

※提出期限以降に設置や交換が必要となった場合は、補助金が交付できない場合がありますので、必要となった時点で必ず自治振興課までご相談ください。

3月中旬に補助金の交付決定通知書を、3月下旬に確定通知書を各町会長様に送付します。その際に振込予定日も合わせてお知らせします。

※振込口座名義人等誤りがあれば銀行より振り込むことができない旨の通知がありますので、予定日に振り込むことができない場合があります。

振込予定日に請求書指定口座に補助金が振り込まれますのでご確認ください。

## ◆ 防犯灯設置費補助金を申請する場合

- 3年4月以降、設置した防犯灯がなければ、申請の必要はありません。次ページの防犯灯電気料金補助金の説明からお読みください。
- 前期分の防犯灯設置費補助金を申請された町会・自治会で、前期分の申請以降に設置した防犯灯（※）があれば申請してください。
- 前期分で申請をしていない町会・自治会で3年4月以降に設置した防犯灯（※）があれば申請してください。

※設置した防犯灯・・・新設または既設防犯灯の器具一式を新たなものに交換した防犯灯のこと（球のみの交換などは対象外）

- ① 設置した防犯灯があれば、「防犯灯設置費補助金交付申請書（様式第1号）」に会長のお名前を書いてください。
- ② 設置した場所が分かる見取り図を2枚添付してください。
- ③ 設置した業者からの「設置工事請求書」（防犯灯の型番や費用の内訳などが書かれた詳細な明細があるもの）の写しを添付してください。
- ④ 設置後、使用開始日・契約変更日が記入された関西電力㈱の電気料金請求内訳書の写し又は、業者が関西電力㈱に申請する「電気使用申込書」の写し（※）を添付してください。

※防犯灯の新設又は既設防犯灯を蛍光灯からLEDに変更した場合は、関西電力㈱に「電気使用申込書」で申請する必要があります。業者が関電に申請した申込書の写しをもらうか、関電申請後に関電から毎月の電気料金請求書に同封される電気料金請求内訳書に「使用開始」「契約変更」の文言が記載されたページの写しを保管しておいてください。

同種同等の器具交換をされた場合は、④の添付は必要ありません

- ⑤ ①～④の書類が整えば、「防犯灯電気料金補助金交付申請書（様式第2号）」、「補助事業実績報告書（様式第3号）」、「補助金交付請求書（様式第4号）」と一緒に自治振興課に提出してください。なお、様式第2号～第4号の記入については4ページ、9～11ページをご覧ください。

## ◆ 防犯灯電気料金補助金を申請する場合

- この書類が届いている町会・自治会は昨年度、電気料金補助金の交付対象となっています。引き続き、防犯灯を使用している場合は、今年度も申請してください。
- ① 「防犯灯電気料金補助金交付申請書（様式第2号）」に会長のお名前を書いてください。
- ② 関西電力㈱から送付される10月分請求書に同封してある「電気料金請求内訳書」の写し（※）を添付してください。

※関西電力㈱から請求される10月請求分のうち、防犯灯に係る電気料金を合計し、電気料金補助金の算出根拠としますので、10月分電気料金請求内訳書は大切に保管しておいてください。

また、関西電力㈱からハガキなどで1灯毎の電気料金を請求されている町会・自治会は、そのハガキの写しを添付してください。
- ③ 「補助事業実績報告書（様式第3号）」に会長のお名前を書いてください。
- ④ 「補助金交付請求書（様式第4号）」に会長のお名前を書いてください（記入箇所2か所あり）。また、振込先の口座名義に会長のお名前が含まれていない場合は、お名前の横に個人印または会長印（〇〇町会印は不可）を押印してください。（11ページ記入例参照）
- ⑤ 「補助金交付請求書（様式第4号）」には、通帳の口座名義人、口座番号等が書かれた部分の写しを添付してください。（※）

※お手数をお掛けしますが、より確実に入金するために、通帳のコピーを提出いただくようお願いいたします。
- ⑥ 設置費補助金を申請されない町会・自治会は、上記①～⑤までの書類が整えば、自治振興課に提出してください。設置費補助金を申請される町会・自治会は、3ページに記載してあるものと一緒に自治振興課に提出してください。

## ■ 【各申請関係書類についてのQ & A】

(1) 防犯灯を設置しようと考えているが、いつ設置すれば良いのか？また、申請はどうしたらよいのか？

年度ごとの補助事業のため、令和3年4月以降の設置分が補助対象となり、基本的に設置期限は後期分の申請〆切日である令和3年12月3日（金）とお考えください。どうしても令和4年1月～3月中に防犯灯を設置する必要がある場合は、事前に自治振興課まで一度ご相談ください。

また、申請につきましては、岸和田市防犯灯補助金の申請手引きP.3をお読みいただき、12月3日（金）までに提出してください。

なお、補助金は年度ごとで完結しますので、例えば令和4年2月に設置した防犯灯の補助金を4年度で申請されても補助はできません。（4年2月は3年度中のため）

(2) (1) の答えで令和4年1月～3月中に防犯灯を設置する場合、自治振興課に一度相談するとあるが、それはなぜか？

補助金ですので、予算の裏付けが必要となります。12月の後期分設置補助金の申請次第では、令和4年1月～3月に設置されますと予算が不足した状態での設置となりますので、補助ができません。

設置の必要性が生じた時点で、自治振興課にご相談をお願い致します。

(3) 既設防犯灯の部品を交換したが、設置費補助金の対象となるのか？

設置費補助金の対象となる交換とは、古くなった器具一式を新たな器具に交換（ただし、設置費用が1万円以上のもの）された場合となり、電球のみの交換はもちろん、高価な安定器であっても、そのみの交換であった場合は、補助金の対象とはなりません。また、既設防犯灯の移設についても補助対象外となりますのでご注意ください。

(4) 設置費用が1万円以上とのことだが、器具代で1万円以上ということか？

設置費用とは、器具、取付工賃、関西電力への申込費用なども含めたもので、その合計が1万円以上であれば補助対象となります。

(5) 防犯灯設置費補助金交付申請書 [様式第1号] にはどのような添付資料が必要となるのか？なぜ、その資料が必要なのか？

添付が必要となる書類は、次の3種類をご用意ください。

- A. 設置した場所が分かる見取り図（地図） 2枚
- B. 設置した業者からの「設置工事請求書」で、防犯灯の型番などが書かれた詳細な明細があるものの写し
- C. 使用開始日・契約変更日が記入された関西電力㈱の電気料金請求内訳書の写し又は、設置後、業者が関西電力㈱に申請する「電気使用申込書」の写し

ただし、防犯灯の取替えて、同種同等の器具への取替え（例：LED6.3Wの器具をLED6.3Wの器具に交換等）の場合は、C. の添付は不要です。

添付資料につきましては、設置場所の確認のためにAを、設置費用が1万円以上であるか、設置した防犯灯がLEDなのか等の確認のためBを、設置した防犯灯が供用開始されているかを確認するためCをそれぞれお願いしております。

(6) 防犯灯電気料金補助金交付申請書 [様式第2号] にはどのような添付資料が必要となるのか？なぜ、その資料が必要なのか？

添付が必要となる次の書類をご用意ください。

- A. 関西電力㈱から送付される10月分請求書に同封してある「電気料金請求内訳書」の写し

電気料金請求内訳書が10枚ある場合は、10枚すべて提出をお願い致します。

町会・自治会で維持管理していただいている防犯灯の電気料金に対して補助をします。この書類で町会館の電気料金などを除いて防犯灯部分の電気料金のみを合計し、補助金の算出根拠としています。

(7) 防犯灯電気料金補助金交付申請書 [様式第2号] に添付が必要な10月分の電気料金請求内訳書を紛失した場合は？

もし、10月分の電気料金請求内訳書を紛失、破棄した場合は、町会・自治会からインターネットで関西電力「電気ご使用量まとめて照会サービス」に登録していただき、郵送で同意書のやり取りをして、最終的な登録が完了となりましたら過去の請求内訳書がみることができるようになりますので、10月分の明細を印刷して提出をお願いします。

なお、登録完了までに1か月ほどかかるとのことですので、早急に手続きを開始していただきますようよろしくお願いいたします。



アドレス <https://www2.kepco.co.jp/matometeweb/N072A05.do#top>

【インターネット登録に関するお問い合わせ先】

はぴeみる電 0800-0800-500  
かけていただくとナビダイヤルにつながるので、『3番』を押してください。  
平日は9:00~20:00  
土・日・祝は9:00~17:00

【料金に関するお問い合わせ先】

関西電力カスタマーセンター 0800-777-8810  
9:00~18:00 (土・日・祝除く)

(8) 補助金交付請求書〔様式第4号〕にはどのような添付資料が必要となるのか？なぜ、その資料が必要なのか？

次の書類が添付必要となりますので、ご用意ください。

A. 補助金の振込口座の通帳の写し（口座名義人、口座番号等が書かれた部分）

口座名義人や口座番号に間違いがあれば、補助金振込予定日に入金されない場合がありますので、その確認のため添付をお願いしています。

(9) 交付決定通知を確認すると、電気代の補助金が10月分の電気代×6か月分となっていないがなぜか？

町会・自治会からいただいた電気料金請求内訳書に防犯灯以外の電気料金（例えば町会館の電気代など）が含まれている場合、その費用は補助対象経費とならないためです。なお、主に電気料金請求内訳書の契約種別の欄に「\*2」と記載されている明細が防犯灯補助金の対象となります。

# 記入例

記入不要です

令和 年 月 日

岸和田市長様

会長の住所、町会・自治会名は印刷済ですので、会長名を記入してください。押印は不要です。

住所 \_\_\_\_\_

団体の名称 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

## 岸和田市防犯灯設置費補助金交付申請書

令和3年度岸和田市防犯灯設置費補助金の交付を受けたいので、岸和田市防犯灯補助金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり申請します。

1 申請額

設置(交換)灯数 \_\_\_\_\_ 灯 × 7,500円 = \_\_\_\_\_ 円

記入不要です

記入不要です

2 設置(交換)場所

別紙付近見取図のとおり

設置場所を記入してください。

設置場所が多い場合は余白に別紙付近見取図のとおりと記入していただいで結構です。

_____ 町	丁目	番	号
		番地	
	丁目	番	号
		番地	
	丁目	番	号
		番地	
_____ 町	丁目	番	号
		番地	

様式第2号（第6条関係）

# 記入例

日付全て記入不要です

令和 年 月 日

岸和田市長様

会長の住所、町会・自治会名は印刷済ですので、会長名を記入してください。押印は不要です。

住所 \_\_\_\_\_

団体の名称 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

## 岸和田市防犯灯電気料金補助金交付申請書

令和3年度岸和田市防犯灯電気料金補助金の交付を受けたいので、岸和田市防犯灯補助金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり申請します。

10月分防犯灯電気料金	防犯灯電気料金補助金申請額
記入不要です 円	記入不要です 円

日付全て記入不要です

様式第3号（第8条関係）

記入例

令和 年 月 日

岸和田市長様

会長の住所、町会・自治会名は印刷済ですので、会長名を記入してください。押印は不要です。

住所

団体の名称

会長名

## 補助事業実績報告書

令和3年度防犯灯設置等事業が完了しましたので、岸和田市防犯灯補助金交付要綱第8条の規定に基づき報告します。

- 1 設置（交換）灯数 記入不要です 灯
- 2 設置（交換）に要した費用 記入不要です 円
- 3 設置（交換）した防犯灯の場所 添付図面のとおり
- 4 防犯灯電気料金（10月） 合計 記入不要です 円

日付全て記入不要です

様式第4号（第9条関係）

# 記入例

令和 年 月 日

岸和田市長様

会長の住所、町会・自治会名は印刷済ですので、会長名を記入してください。  
押印は不要です。

住所 \_\_\_\_\_

団体の名称 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_

## 岸和田市防犯灯補助金交付請求書

令和3年度岸和田市防犯灯補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求いたします。

補助金請求額	記入不要です 円
--------	----------

（内訳：防犯灯設置費補助金 記入不要です 防犯灯電気料金補助金 記入不要です）

下記の口座へ振り込んでください。

会長の住所、町会・自治会名は印刷済ですので、会長名を記入してください。  
口座名義に会長名を含まないときは会長印（認印）を押してください。

住所 \_\_\_\_\_

団体の名称 \_\_\_\_\_

会長名 \_\_\_\_\_ (印)

金融機関名	(金融機関名)	(支店名)
預金の種類	普通 ・ 当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名		

各項目を記入してください。

通帳のコピーを提出してください。  
(通帳の一枚めくったところ)

## 提出書類チェック表

### ①防犯灯電気料金補助金申請のみの場合(様式第1号は不要)

項 番	提出書類	チェック
1	防犯灯電気料金補助金交付申請書[様式第2号]	
2	補助事業実績報告書[様式第3号]	
3	岸和田市防犯灯補助金交付請求書[様式第4号]	
4	関西電力(株)10月分の「電気料金請求内訳書」の写し	
5	振込先の通帳の見開きの写し(名義・口座番号がわかるようにしてください)	

※防犯灯電気料金の支払いをしている場合は必ず申請してください。

※設置補助金と合わせて申請する場合は②を確認してください。

※一部の町会・自治会は別途書類を提出していただく必要があります。(別途案内あり)

### ②防犯灯電気料金補助金+防犯灯設置(新設または器具一式交換)補助金申請の場合

項 番	提出書類	チェック
1	防犯灯設置費補助金交付申請書[様式第1号]	
2	防犯灯電気料金補助金交付申請書[様式第2号]	
3	補助事業実績報告書[様式第3号]	
4	岸和田市防犯灯補助金交付請求書[様式第4号]	
5	設置場所の見取り図 2部	
6	設置工事施工者からの設置工事請求書	
7	新設した場合等(下記A・Bのどちらか)※電力供給契約の内容に変更が無い場合(例:LEDからLEDなど)は不要 A:使用開始日・契約変更日が記入された関西電力(株)の電気料金請求内訳書の写し B:業者が関西電力(株)に申請する「電気使用申込書」の写し	
8	関西電力(株)10月分の「電気料金請求内訳書」の写し	
9	振込先の通帳の見開きの写し(金融機関名・支店名・口座番号・名義がわかるようにしてください)	

※一部の町会・自治会は別途書類を提出していただく必要があります。(別途案内あり)

○お問合せ先○  
岸和田市 市民環境部  
自治振興課 自治振興担当  
TEL : 072-423-9436  
FAX : 072-423-6933